

国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル(抜粋)

第 1 銘柄に使用される品種の名称

銘柄に使用される品種の名称については、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 種苗法（平成10年法律第83号）において品種登録された名称
- 2 種苗法により出願公表された品種の名称
- 3 育成者が命名した名称

第 2 銘柄の設定等に係る申請等

- 1 地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、国内産農産物の銘柄（水稻うるち玄米の品種銘柄を除く。）の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）、廃止又は必須銘柄と選択銘柄の区分の変更（以下「銘柄の設定等」という。）に係る要望を聴取するため、申請書類、申請先、申請期間及び申請する農産物（サンプル）の提出に関する事項を申請開始日の1か月前までにホームページ、掲示板等に掲載することとする。

- 2 銘柄の設定等を要望しようとする者は、申請に必要な書類（次に掲げる別紙様式第1-1号から第1-5号まで及び第4号をいう。）を作成し、申請に係る農産物のサンプル（100グラム程度）を添えて、毎年10月末までに地方農政局長へ申請する。

なお、当該申請は、都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官を経由して行うことができる。

- （1）銘柄の設定 様式第1-1号、第1-4号及び第1-5号
- （2）銘柄の廃止 様式第1-1号
- （3）銘柄の名称変更 様式第1-2号
- （4）品種群の設定又は追加 様式第1-3号及び第1-5号
- （5）品種群の廃止又は削除 様式第1-3号
- （6）銘柄の必須銘柄又は選択銘柄の区分の変更 様式第4号

- 3 地方農政局長は、2により銘柄の設定等に係る申請があった場合、申請者に銘柄の設定等の理由等について説明を求めることができる。

- 4 地方農政局長は、銘柄の設定等に係る申請がない場合であっても、基本要領Ⅰの第2の2及び3の要件に照らし、銘柄の設定等の必要があると認めた場合は、自ら銘柄の設定等を行うことができる。この場合、2に準じて書類を作成するものとする。

様式第1-1号
様式第1-2号
様式第1-3号
様式第1-4号
様式第1-5号
様式第4号

5 基本要領の別表にない品種群を構成する品種を新たに産地品種銘柄として扱う場合又は、新たな品種を既存の産地品種銘柄に加える場合にあっては、第2の2の申請書に、次に掲げる資料を添付して地方農政局長に申請する。

- (1) 戻し交雑品種の場合は、戻し交雑品種と反復親品種の粒形についての客観的データ
- (2) 農産物の特性又は生育の特性が同じであり、かつ、これを示す客観的データ
- (3) 食味等の品質の評価については、第三者機関による食味試験等の客観的評価結果
- (4) 当該産地品種銘柄を検査する登録検査機関において、申請された品種について、品種群を構成する他の品種と品種鑑定上差異がなく、農産物検査を行う上で問題ないことを証明する書類（参考様式を使用することができる。）等を添付

参考様式

第3 銘柄の設定等に係る意見聴取等

1 意見聴取等

(1) 地方農政局長は、地方農政局長が基本要領Ⅰの第2の2及び3の要件に照らし、銘柄の設定等の必要があると認めた場合又は第2の2による銘柄の設定等に係る申請があった場合は、12月末までに農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第11条第3項に基づき、農産物の検査等に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体、実需者団体、登録検査機関、地方農政局長が必要と認める関係機関等（以下「有識者等」という。）からの対面及びWeb会議システムを併用しての意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を行うこととする。

なお、地方農政局長は、有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。

ただし、銘柄の名称変更、銘柄を構成する品種群の品種の追加若しくは削除又は必須銘柄と選択銘柄の区分の変更に係る申請のみの場合にあっては、意見聴取の代わりに、インターネットの利用その他の適切な方法により意見の募集を行うことができる。

- (2) 地方農政局長は、有識者等の意見聴取を行うときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ関係者からの意見を募集し、当該意見を踏まえる。
- (3) (1)の意見聴取は、銘柄に係る産地ごとに行うものとする。
- (4) 地方農政局長は、申請者が銘柄の名称が種苗法において出願公表又は品種登録された名称に後日変更を希望している場合は、当該銘柄の名称が変更される可能性がある旨を説明し、意見聴取を行う。
- (5) 第2の2の(2)及び第2の4により銘柄の廃止を行う場合にあっては、地方農政局長は(1)の意見聴取により廃止する銘柄の受検希望の有無の確認及び銘柄の廃止に関する意見の募集を行うこととする。

2 銘柄の設定等に係る意見聴取の透明性の確保

- (1) 地方農政局長は、透明性の確保を図るため、1による意見聴取の日程及び意見聴取する事項を文書の掲示又は配布により行うほか、地方農政局のホームページに掲載することにより公表する。
- (2) 議事は公開とする。ただし、地方農政局長が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、非公開とすることができる。
- (3) 議事録は、一般の閲覧に供することとし、地方農政局のホームページに公表する。ただし、地方農政局長が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、当該理由を議事要旨に記載の上、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

なお、1の(1)のただし書により意見聴取を意見の募集に代えた場合にあっては、意見を取りまとめたものを一般の閲覧に供することとし、地方農政局のホームページに公表する。

第4 銘柄の設定等の手続

- 1 地方農政局長は、第3による意見聴取の結果を、様式第2号又は第5号に取りまとめ、第2の2の申請書の写しを添えて農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に、銘柄の設定等の申請があった年の翌年の1月10日までに報告する。

様式第2号
様式第5号

なお、第3の1の(1)のただし書及び(5)に基づき意見の募集を行った場合は、意見の募集終了後、様式第2号又は第5号を準用し、第2の2の申請書の写しを添えて報告するものとする。

- 2 農産局長は、1の報告により基本要領Ⅰの第2の2及び3の要件に照らし銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。）の一部改正のための事務手続を3月末までに行うとともに、地方農政局長に通知する。
また、これについて、農林水産省ホームページに掲載する。

- 3 地方農政局長は、2による通知を受けたときは、第2の2の申請者に対して、銘柄の設定等の結果について様式第3号又は第6号により通知するとともに、銘柄の設定等について管内の都道府県知事及び国内産の品位等検査を行う登録検査機関等関係者に周知する。

様式第3号
様式第6号

なお、農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域である登録検査機関（以下「地域登録検査機関」という。）には都道府県知事から、農産物検査を行う区域が複数の都道府県の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）には地方農政局長から周知するものとする。

- 4 申請者は、3による通知を受けた後（第2の5の申請の場合にあっては、基本要領の別表改正後）速やかに申請に係る農産物のサンプルを登録検査機関への配布用等として地方農政局長が指定する量（1キログラムを下限とする。）

を提出する。

5 様式第1－1号により銘柄の名称変更の申請が行われ、第3による意見聴取の結果、名称変更の必要があると認められた第2の2の申請者は、種苗法による出願公表又は品種登録が完了した場合、2月末までに申請を行った地方農政局長へ名称を証する書類を提出する。

6 提出を受けた地方農政局長は、直ちに農産局長に報告し、農産局長は、2の規格規程の一部改正と併せて行う。

ただし、規格規程の一部改正後、4月末までに報告があった場合にあっては、麦類の銘柄の名称変更を除き、6月末までに当該銘柄の名称変更に係る規格規程の一部改正の事務手続を行う。

7 地方農政局長は、以下により選択銘柄に関する業務規程の変更の届出が提出された場合には、様式第7号に取りまとめ、ホームページ等に掲載するとともに、電子メールにより農産局穀物課にその旨報告する。

様式第7号

(1) 地域登録検査機関から選択銘柄に関する業務規程の変更の届出の提出を受けた都道府県知事から当該区域を管轄する地方農政局長に報告された場合

(2) 広域登録検査機関から選択銘柄に関する業務規程の変更の届出が提出された場合

なお、提出された業務規程の変更の届出に自らが管轄する区域に属さない区域が含まれている場合、当該区域を管轄する地方農政局長に対し業務規程の変更届出の写しを通知する。

第5 国内産農産物の銘柄設定等の事後確認

農産局長は、地方農政局長に対し、登録検査機関に新規設定した銘柄に係るサンプルの提出を求め、当該サンプルと第2の2の申請書の内容を比較し、銘柄鑑定が適切に行われているか確認するよう指示することができる。

なお、提出されたサンプルについては、原則、返却は行わず基本要領Ⅱの第2に規定する農産物検査員の育成研修又は同第4に規定する検査精度向上研修等の銘柄鑑定試料として使用又は貸出しすることができる。

第6 水稻うるち玄米の品種銘柄の設定及び廃止の手続

1 水稻うるち玄米の品種銘柄を設定する場合

(1) 農産局長は、水稻うるち玄米の産地品種銘柄として設定されている品種のうち、原則として生産年の翌年の3月末の検査数量（以下「総検査数量」という。）が10トン以上の産地品種銘柄について、水稻うるち玄米の品種銘柄（以下「品種銘柄」という。）の候補（以下「設定候補品種」という。）とする。

(2) 設定候補品種の育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものについては、育成者権者等への確認を「品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定に係る育成者権者の意向把握について（別紙様式例）」により行った上で、農林水産省ホームページにおいて品種銘柄の設定について意見募集を実施する。

別紙様式例

なお、品種銘柄に設定することに意見のある都道府県、市町村、米穀取扱業者、生産者及び流通業者等の利害関係者（以下「利害関係者」という。）は、意見募集期間中に「品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定又は廃止に対する意見及び理由書（様式第8号）」を農産局長へ提出することとする。

様式第8号

(3) (2) の意見募集において、利害関係者から反対があった場合であって、反対する利害関係者が扱う当該品種銘柄候補の数量の合計が当該品種銘柄候補の総検査数量の過半を超えている場合は、当該品種を品種銘柄に指定しないこととする。

2 水稻うるち玄米の品種銘柄を廃止する場合

(1) 農産局長は、品種銘柄として設定されている品種のうち、原則として総検査数量が10トン未満の品種銘柄について、品種銘柄の廃止候補（以下「廃止候補品種」という。）とする。

(2) 廃止候補品種について、農林水産省ホームページにおいて品種銘柄の廃止にすることについて意見募集を実施する。

なお、品種銘柄を廃止することに意見のある利害関係者は、意見募集期間中に「品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定又は廃止に対する意見及び理由書（様式8号）」を農産局長へ提出することとする。

様式第8号

3 品種銘柄の設定及び廃止の決定

1 の設定候補品種及び2 の廃止候補品種について意見聴取を行い、品種銘柄の設定及び廃止を決定する。

また、規格規程の一部改正のための事務手続きを3月末までに行うとともに、地方農政局長に通知する。